

総 第 5 3 号

令和 5 年 4 月 1 8 日

各都道府県私立高等学校等奨学給付金担当課長 様

島根県総務部総務課長

(公印省略)

「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」
制度の周知について (依頼)

本県の私学行政につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、標記給付金について、島根県内に保護者等が在住し、生徒が島根県外の学校に在学している場合、保護者等が島根県へ直接交付申請を行うこととしております。

昨年度に引き続き、新入生に対する前倒し給付及び家計急変世帯への支援を実施することとし、受付を下記のとおり行っております。

つきましては、貴都道府県所管の私立高等学校等に対し、別添の依頼文を配布する等により、御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請期限

新入生に対する前倒し給付申請	<u>令和 5 年 6 月 2 日 (金) まで</u>
家計急変世帯の申請 (第 1 次)	<u>令和 5 年 7 月 3 1 日 (月) まで</u>
(第 2 次)	<u>令和 6 年 1 月 3 1 日 (水) まで</u>

2. 島根県HP (申請様式等ダウンロード掲載先)

「島根県私立高等学校等奨学のための給付金について」

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shiritsu_shogaku_kyufukin.html

3. 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

【担当】 福原・奥田

TEL : 0852-22-5017

FAX : 0852-22-6168

E-mail : fukuhara-tamotsu@pref.shimane.lg.jp